第五号の十四様式備考２(3)中「これらの規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第１項第１号イ」を「同法第201条第１項第１号ロに規定する短期退職手当等（以下「短期退職手当等」という。）又は同号ハ」に改め、「場合には、」の次に「当該短期退職手当等又は」を加え、同様式備考２(5)中「一部が」の次に「短期退職手当等又は」を加え、「これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第２項」を「同令第71条の２第２項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又は同条第４項」に改め、同様式備考２(6)中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同様式備考２(6)ハ中「第71条の２第４項第１号」を「第71条の２第11項第１号」に改め、同様式備考２(6)ロ中「第71条の２第４項第２号」を「第71条の２第11項第２号」に改め、同様式備考２(6)に次のように加える。

㈣　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第12項第１号の規定の適用がある場合　同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

㈤　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第12項第２号の規定の適用がある場合　同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

第五号の十四様式備考２(7)中「第30条第５項第２号」を「第30条第６項第２号」に改める。

第五号の十四の二様式備考２(2)中「これらの規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第１項第１号イ」を「同法第201条第１項第１号ロに規定する短期退職手当等（以下「短期退職手当等」という。）又は同号ハ」に改め、「場合には、」の次に「当該短期退職手当等又は」を加え、同様式備考２(4)中「一部が」の次に「短期退職手当等又は」を加え、「これらの規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第２項」を「同令第71条の２第２項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又は同条第４項」に改め、同様式備考２(5)中「掲げる事項」を「定める事項」に改め、同様式備考２(5)ハ中「第71条の２第４項第１号」を「第71条の２第11項第１号」に改め、同様式備考２(5)ロ中「第71条の２第４項第２号」を「第71条の２第11項第２号」に改め、同様式備考２(5)に次のように加える。

㈣　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第12項第１号の規定の適用がある場合　同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎

㈤　法第50条の３第２項及び第328条の２第２項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の２第12項第２号の規定の適用がある場合　同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎

第五号の十四の二様式備考２(6)中「第30条第５項第２号」を「第30条第６項第２号」に改める。

第六号様式の表及び第六号様式（その２）の表中「確認印」を「確認」に、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に、「署名押印」を「署名」に改める。

第六号の二様式の表、第六号の三様式の表及び第六号の三様式（その２）の表中「確認印」を「確認」に、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に、「署名押印」を「署名」に改める。

第七号の二様式の表中「第６号様式の⑦―⑧―⑨」を「第６号様式の⑦―⑧―⑨若しくは第６号様式（その２）の⑦―⑧―⑨」に改める。

第十号の三様式の表及び第十号の四様式の表中「確認印」を「確認」に、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に、「署名押印」を「署名」に改める。

第十号の五様式の表中「確認印」を「確認」に改める。

第十一号様式の表中「確認印」を「確認」に、「氏名印」を「氏名」に、「署名押印」を「署名」に改める。

第十二号の三様式、第十二号の七様式、第十二号の十様式、第十二号の十三様式及び第十二号の十五様式中「㊞」を削る。

第十三号様式の表、第十三号の二様式の表及び第十四号様式の表中「確認印」を「確認」に、「代表者氏名印」を「代表者氏名」に、「経理責任者氏名印」を「経理責任者氏名」に、「署名押印」を「署名」に改める。

第十四号の二様式の表中「㊞」を削る。

第十四号の三様式の表中「確認印」を「確認」に改める。

第十六号様式の表及び第十六号の三様式の表中「確認印」を「確認」に改め、「㊞」を削る。

第十六号の六様式の表中「㊞」を削る。

第十六号の七様式の表中「確認印」を「確認」に改め、「㊞」を削る。

第十六号の八様式の表、第十六号の十様式の表及び第十六号の十二様式中「㊞」を削る。

第十六号の十三様式及び第十六号の十四様式の表中「氏名印」を「氏名」に改める。

第十六号の十五様式から第十六号の十六の二様式までの様式中「㊞」を削る。

第十六号の十七様式の表中「㊞」を削り、「名称印」を「名称」に改め、同様式記載要領６中「名称印」を「名称」に改める。

第十六号の十七の二様式の表中「㊞」を削り、「名称印」を「名称」に改め、同様式記載要領５中「名称印」を「名称」に改める。

第十六号の十八様式中「㊞」を削り、「記名押印する」を「その氏名又は名称を記載する」に改める。

第十六号の二十一様式の表中「㊞」を削る。

第十六号の二十二様式中印の項を削る。

第十六号の二十三様式中「㊤」を削る。

第十六号の二十五様式から第十六号の三十三様式までの様式、第十六号の三十五様式から第十六号の四十一様式までの様式及び第十六号の四十二様式の表中「㊞」を削る。